

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県人事委員会
委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第7号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章　〔略〕 第3章　給料以外の給与 第1節・第2節　〔略〕 第3節　扶養手当（第10条― <u>第13条</u> ） 第4節～第12節　〔略〕 第4章～第6章　〔略〕 附則 第10条の2　給与条例第27条第2項及び給与等条例第22条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。 （1）　職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 （2）　〔略〕 第11条 <u>給与条例第28条第1項及び給与等条例第23条第1項の規定による届出は、扶養親族届又は電磁的方法により行うものとする。</u> 第12条　給与支給権者は、 <u>前条に規定する届出があったときは</u> 、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。 2・3　〔略〕 第13条　〔略〕	目次 第1章・第2章　〔略〕 第3章　給料以外の給与 第1節・第2節　〔略〕 第3節　扶養手当（第10条― <u>第13条の2</u> ） 第4節～第12節　〔略〕 第4章～第6章　〔略〕 附則 第10条の2　給与条例第27条第2項及び給与等条例第22条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものには、次に掲げる者は含まれないものとする。 （1）　職員の配偶者（ <u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u> ）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 （2）　〔略〕 第11条 <u>新たに給与条例第27条第1項又は給与等条例第22条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届又は電磁的方法により、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u> <u>2　前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> 第12条　給与支給権者は、 <u>前条第1項の規定による届出があったときは</u> 、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。 <u>同条第2項に規定する場合においても、同様とする。</u> 2・3　〔略〕 第13条　〔略〕 <u>第13条の2　扶養手当の支給は、職員が新たに給与条例第27条</u>

附 則
1～11 [略]

第1項又は給与等条例第22条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が当該要件を欠くに至った日（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以後の日で人事委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第11条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附 則

1～11 [略]

12 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、第10条中「給与条例第27条第1項の」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第74号）附則第7項の規定により読み替えられた給与条例（以下「読替え後の給与条例」という。）第27条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の9級以上に相当するものとして」と、第10条の2中「給与条例」とあるのは「読替え後の給与条例」と、「給与等条例」とあるのは「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第75号）附則第7項の規定により読み替えられた給与等条例（以下「読替え後の給与等条例」という。）」と、第10条の3第1項各号列記以外の部分中「給与条例」とあるのは「読替え後の給与条例」と、同条第2項中「給与等条例第22条第3項」とあるのは「読替え後の給与等条例第22条第1項及び第3項」と、第11条第1項、第12条の2及び第13条の2第1項中「給与条例」とあるのは「読替え後の給与条例」と、「給与等条例」とあるのは「読替え後の給与等条例」とする。

13 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年岩手県条例第74号）附則第7項の規定により読み替えられた給与条例第27条第1項に規定する職務の級が行政職給料表の8級以上に相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、第10条又は第10条の3第1項に定める職員と

する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。